

## 【取扱い厳重注意】

平成23年11月12日

## 聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 仁保 智紀

平成23年11月9日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

## 記

## 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

## 1 被聴取者

原子力安全・保安院島根原子力保安検査官事務所原子力防災官 甲斐 英二

## 2 聴取日時

平成23年11月9日午後1時30分頃から同日午後3時00分頃まで

## 3 聴取場所

経済産業省本館17階面談室2

## 4 聴取者

仁保 智紀 主査

## 5 ICレコーダーによる録音の有無等

 あり なし

## 第2 聴取内容

複合災害への対応及び緊急参集チームの状況について別紙のとおり。

## 第3 特記事項

特になし。

以上

## 【取扱い嚴重注意】

別紙

### 1. 被聴取者の身分

甲斐専門官は、平成 19 年 3 月から平成 23 年 4 月まで、保安院原子力防災課で勤務し、平成 22 年 11 月に行われた新潟県防災訓練の訓練想定に関する県と保安院とのやり取りの際には、同課訓練班長として対応に当たった。また、平成 23 年 3 月 11 日の地震発生当時には、同課危機管理班長として、地震発生直後から官邸地下危機管理センターに置かれた緊急参集チームにおいて、参集要員たる寺坂保安院長等の補佐を行っていた。

### 2. 平成 22 年 11 月に行われた新潟県防災訓練の訓練想定の変更について

平成 22 年 5 月に、新潟県の担当者（藤田氏及び佐藤氏）が保安院を訪問し、同年 11 月に予定されていた同県の原子力防災訓練に関する想定の説明を行った。この時、保安院からは、私（甲斐専門官）の他に、原子力防災課の宮崎氏及び常泉氏、並びに JNES（原子力安全基盤機構）の田中訓練グループ長が対応に当たったと記憶している。この時、新潟県の担当者からは、「震度 5 弱の地震と柏崎・刈羽原発における原子力事故の複合災害を行いたい。」との説明があった。

当時、新潟県においては、平成 19 年 7 月に発生した中越沖地震以来、原子力防災訓練が行われていなかった（地震前に訓練が行われたのはさらにその 2 年前であったので、平成 22 年当時は、約 5 年間訓練が行われていない状況であった）、上記のやりとりの以前から、私（甲斐専門官）は、新潟県の防災担当者と連絡を取り合い、「平成 22 年度の防災訓練はどうするのですか。」と問い合わせていた。しかしながら、上記のように、地震と原発事故との複合災害を想定した訓練を行いたいとの県の意向は、上記平成 22 年 5 月のやり取りで初めて聞いたものであった。

上記の想定は、地震と原子力事故との間に直接の因果関係があるというものではなかったが、両者がほぼ同時に起こるような設定であったので、地震によって原子力事故が発生するとの誤解を生じさせてもおかしくないものであるように思われた。また、そのような場合に、震度 5 弱の地震で原子力事故が発生するというのは、発電所に施されている耐震設計を考えると、到底起こりえないことであったので、訓練に参加した住民等に対して無用の懸念を惹起する恐れがあった。

また、私（甲斐専門官）は、原子力防災訓練には 2 種類の異なる性質があると考えている。一つ目は、原子力防災の担当者のみが参加する実務的なもので、これは、実際の事故対応能力を高めるためのいわば Exercise である。他方、国や県の総合防災訓練のように、一般住民が参加する大規模な訓練は、国が原子力防災に真剣に取り組んでいることを示すとともに、滞りなく訓練が行われることによって、住民に対して安心感を与える、いわば Demonstration（見せる訓練）であると言える。

平成 22 年 5 月当時から、私（甲斐専門官）は、上記のような考え方を持っていたので、新潟県の担当者から、同年度訓練の想定を聞かされた時には、県の担当者に対して「防災訓練は何の為にを行うのですか。」と問うた上で、「震度 5 弱の地震で原子力事故が発生



## 【取扱い嚴重注意】

官邸地下に入った以降、寺坂院長は早い時点からどこかに行ってしまったので、緊急参集チームの保安院用テーブルには私（甲斐専門官）一人が座っていることもあった。その後、いつの時点であったかははっきりと覚えていないが、保安院の内藤補佐が緊急参集チームに連絡要員として詰めるようになったので、寺坂院長（のちに平岡次長に交代）が官邸地下にいない時には、私（甲斐専門官）と内藤補佐が交代で緊急参集チームのメインテーブルに座って対応していた。

緊急参集チームのメインテーブルにいた時には、伊藤危機管理監や他省庁の幹部から何度も状況を確認されたが、私（甲斐専門官）や内藤補佐は、ほとんど情報を持ち合わせておらず、「確認します。」と言って ERC（経産省緊急時対応センター）に問い合わせることしかできなかった。

例えば、3月12日の第二原発に関する緊急事態宣言案等については、現地対策本部にいた黒木審議官が第一原発視察中の総理から決裁をとったが、伊藤危機管理監から、「総理の決裁が取れたのか確認してほしい」と私（甲斐専門官）に指示したので、私は ERC に問い合わせたが、一向に返事が来なかった。最終的に、伊藤危機管理監は、「もういい、秘書官に確認する。」と言って、苛立っている様子であった。

なお、私（甲斐専門官）が官邸地下にいたのは、3月11日から翌12日昼ごろまでであったが、その間に SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の試算結果を見た記憶はない。

以 上